



クルーズ船産業

2021年9月2日の[オーストラリア政府からの声明文](#)で、オーストラリア国内におけるクルーズ船の運航についての Biosecurity Act 2015 [2015年制定 バイオセキュリティ法] にもとづく「人のバイオセキュリティに関する非常事態」の期間が3ヵ月延長されることが発表されました。この措置には、以下の内容が含まれます：

- クルーズ船のオーストラリア領内への航行やオーストラリア国内の港への入港を規制する現行措置の **2021年12月17日**までの延長、および
- 100名以上の旅客を乗せることができるクルーズ船を対象としたこれらの規制適用の継続

これらの規制の対象には、直行便と周遊クルーズ（Round Trip Cruise: RTC）が含まれています。

大型旅客船

大型旅客船（最大で船室数99まで）の乗員は、オーストラリアの渡航規制の適用から除外されていないため、オーストラリアに渡航する前に、[渡航規制適用除外措置の申請](#)を提出しなければなりません。申請の提出は、[Travel Exemption Portal \[渡航規制適用除外措置ポータル\]](#) から行うことができます。

当省が渡航規制適用除外措置を検討するのは、当該船舶の安全な操作・航行に必要なとされる乗員についてのみです。また、当該船舶は、その入国・入港がオーストラリアに経済的な利益をもたらすものであるべきとされています。サービスや接客などの安全な操作・航行に必要なもの以外の職務については、オーストラリア国内の労働者により担われるべきとされています。

なお、渡航規制適用除外措置を申請する際は、以下のようなものを含む、申請の根拠となる文書を提出しなければなりません：

- オーストラリアへの入国理由およびオーストラリアへの経済的な利益の証明を確認できるもの
- 当該船舶の所在地
- オーストラリアへの到着予定場所
- 各自についての雇用目的を含む、当該の渡航規制適用除外措置の申請に含まれるすべての乗員および従業員を網羅した詳細情報

- 当該の州・準州政府の指示通りに隔離措置が取られるという確認。これについては、隔離措置に関して合意された手配・取り決めの通知も含めるようにしてください。
- 当該の州・準州からの支援

海事産業

海事産業に従事する船員（クルーズ船の船員を除く）は渡航規制の対象から除外されており、オーストラリア国境警備局長から個別に渡航規制の適用除外措置を受ける必要はありません。

規制適用対象から除外されている船員には、以下の方が含まれます：

- オーストラリア領海内で商船（クルーズ船およびスーパーヨット船を除く）または政府船舶の運航に携わる、もしくはそのような船舶の運航を支えるサービスを提供する船員
- 水先案内人
- 海事鑑定人

商船とは、以下の活動を行う船舶を指します：

- 商取引・貿易および貨物輸送
- 港湾およびメンテナンス・サービスの提供
- 資源産業など重要産業への支援提供
- 海洋調査

これらのカテゴリに該当し、渡航規制を免除されている方は：

- 適切なビザを保有している場合にオーストラリアへの入国および出国が認められています。
- 到着地であるオーストラリアの州ないし準州にて、隔離措置を取る必要があります。なお、多くの州・準州では現在、オーストラリアに（航空機で）到着する船員に対して、到着地にて 14 日間の強制隔離措置を取ることを義務付けています。

詳細は、[COVID-19 requirements for maritime crew](https://covid19.homeaffairs.gov.au/cruise-ships-and-maritime) [船員を対象とした COVID-19 関連の義務] で確認してください。